

# 自白の証拠力に関する法規定

2022年3月19日

巫召鴻

# はじめに

日本の刑事司法の有罪判定における自白の証拠力に関する法規定を整理しました。短い期間でまとめたものなので不備があるかもしれません。研究深化のたたき台になれば幸いです。

# 日本国憲法の施行

第二次大戦終結後、日本国憲法が、1946年（昭和21年）11月3日に公布され、1947年（昭和22年）5月3日に施行された。日本国憲法第38条には、刑事司法における自白の取扱いの規定がある。

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

日本国憲法の施行に伴う刑事訴訟法の応急的措置に関する法律の施行

戦前の日本の刑事司法の手続は、この条文にそぐわない

「刑訴応急措置法」が1947年5月3日より施行

この法律の10条は憲法38条と同文

第10条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

# 自白に関する刑事訴訟法改正前の最高裁判例

1947年11月29日最高裁第二小法廷の判決

(昭和22(れ)107 準強盗、窃盗、銃砲等所持禁止令違反事件)

自己に不利益な唯一の証拠が自白である場合というときの自白とは、公判廷外の自白を言う

公判廷での自白はこれに含まれない

公判廷での自白は、強制されたものでないことが明らかなので、唯一の不利益な証拠であっても有罪の根拠になる

# 刑事訴訟法の施行

日本国憲法に合わせて、刑事司法の手續を抜本的に改めた現行刑事訴訟法が1948年7月10日に公布され、1949年1月1日に施行された。日本国憲法38条に対応する刑事訴訟法の条文は319条で、次の通り。

第319条 強制、拷問又は脅迫による自白、不当に長く抑留又は拘禁された後の自白その他任意にされたものでない疑のある自白は、これを証拠とすることができない。

2 被告人は、公判廷における自白であると否とを問わず、その自白が自己に不利益な唯一の証拠である場合には、有罪とされない。

3 前二項の自白には、起訴された犯罪について有罪であることを自認する場合を含む。

公判廷での自白について1947年最高裁判例を否定

証拠にできない自白について、「任意にされたものでない疑のある自白」という条件を追加

自白を証拠として採用する効果は非常に限定されており、むしろ自白の証明力を否定しているように見える。

# 証拠の証明力の評価に関する刑事訴訟法の規定

いわゆる裁判官の自由心証主義と自白の証拠力についての問題を整理する

刑事訴訟法に次の条文がある

第317条 事実の認定は、証拠による。

第318条 証拠の証明力は、裁判官の自由な判断に委ねる。

刑事訴訟法319条1項で、任意性の疑わしい自白は証拠にできないとする。

これは、任意性の疑いのない自白は証拠にできるという意味でもある。

318条の規定により、証拠にできる自白の証拠力は裁判官が自由に判断できる。



## 証拠の証明力の評価に関する刑事訴訟法の規定

任意性の疑念がないと裁判官が判断した自白が、被告の不利益な唯一の証拠だった場合に、有罪にすることができるのかという問題がある。

憲法38条3項は、被告人に不利益な唯一の証拠が自白の場合には有罪にできないと定める

1947年最高裁判例は、公判廷での自白は任意性に疑いがないので、憲法38条3項の適用を受けないとする

1949年施行の刑事訴訟法319条2項では、公判廷での自白であるか否かにかかわらず、自白が唯一の不利益な証拠の場合には有罪にできないと、判例を否定した。

一見、最高裁判例と一般法とで憲法の解釈が異なるように見える

憲法解釈の問題であれば、刑訴法318条の自由心証主義の適用対象とは考えにくい

# 公判廷での自白をめぐる憲法、最高裁判例および 刑事訴訟法の関係

公判廷の自白の取扱いに関する法規定の問題を整理する

【唯一の有罪証拠が公判廷の自白だった場合】

日本国憲法38条3項：1947年最高裁判例と刑事訴訟法319条2項で、解釈が食いちがう。

1947年最高裁判例：有罪にできる

刑事訴訟法319条2項：有罪にできない。

日本国憲法81条→最高裁判所が一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する

司法は、裁判が提起されなければ、判断を明らかにする機会がない

一般法が司法判断で違憲であるとされた場合、その法律は判例に合わせて改訂される（例：民法900条4号）。

刑訴法319条2項が変更されていないのだから、1947年判例が後続判例によって書き換えられたのか？

実際には、自白を唯一の証拠として自白の信用性だけを争点として有罪判断をする裁判が最近も報道されている。同様の事例が多く観察される。

憲法38条3項は憲法判断を棚上げにして無視されているのか。

# まとめ

日本国憲法38条3項の解釈について、1947年の最高裁判例と1949年施行の刑事訴訟法319条2項は、両立しない。警察予備隊訴訟の判例によれば、日本国憲法81条に明記されている最高裁判所の違憲審査権は、具体的な争訟事件を扱う場合に下級裁判所を含むすべての司法が、個別に判断するものであり、それによって法令等の違憲状態は解消されるということである。しかし、刑訴法319条2項の違憲性を指摘する判例も1947年の最高裁判例を訂正する判例も見当たらず、現実には刑訴法319条2項のみならず憲法38条3項の存在をも忘却したかの判決や法律論争が繰り返されている。この現状認識を否定する別の情報があれば別だが、そうでなければ、最高裁判所を頂点とする日本の司法が、その重要な違憲審査権を行使しなければならない義務を行っていないことを示し、司法の怠慢を意味しているのではないか。

# 自白の証拠力に関する法規定

以上